

原発賠償関西訴訟「第 22 回弁論」傍聴記

写真は佐賀藩蔵屋敷跡に建つ大阪地方裁判所。この 202 号法廷で原発賠償関西訴訟の公判が 5 月 23 日にあり傍聴した。暑いなか傍聴券抽選に並ぶ多くの人たち。2 回連続で抽選に外れたので、今回も諦めていたが、抽選に当り入廷することができた。



裁判所の庁舎に入る際に、厳格な所持品検査のため、ここでも行列ができた。東京家裁で刺殺事件があり、どこの裁判所も警備がかなり厳しくなったようだ。

6 月 5 日の朝日新聞声に「傍聴前の所持品検査 改善して」という投書が載っていた。とりわけ車いすの人たちへの検査の改善を求めるもので、「法の番人である裁判所なのですから、障がいのある方々への配慮をお願いします」と。

裁判が始まるまで時間がある。傍聴に来た人から、福島からの避難者と家族、原発裁判などについて話を聞くことができた。裁判長が入廷して、型通りの手続きが行われる。弁護団より、原告準備書面 64 について、被告国第 34 準備書面（責任に関する総括書面）に対する反論がパワーポイントにより説明された。

同書面は長期評価が被告国に対して、主要建屋の敷地高を越える津波が到来することを予見する法的義務を生じさせる程度の科学的知見であったのか、という争点に迫る。津波評価技術の位置づけや、長期的評価の後、被告国がこの結果を規制に盛り込むための調査を何ら行ってこなかったことなどを明らかにし、被告国の主張を反論している。被告国のこれらの主張は全て、訴訟提起から 5 年以上が経過した現在になって突然描き始めたストーリー、全て後付で作りに出した虚構のストーリーであり、「被告国の責任は明らかである」と。

なかなか進行しない訴訟にすこしイライラしたが、次回 8 月 22 日の日程を確認して閉廷した。国の責任論などの準備書面のやりとりだけでなく、早く原告の人たちの弁論を聞きたいものだ。裁判のあと恒例の「報告集会」が中央公会堂 3 階小会議室であった。この会場は初めてだが、天井が高く、風格のある部屋であった。



サポーターの皆さんの訴えのあと、原告団の皆さんからの挨拶が続いた。福島から関西に避難している人の話を聞くと、8 年余りの時の流れを痛感する。体調が悪くなった人、避難生活での思いなど、避難者の切実な声が続く。壇上の幟「ふつうの暮らし 避難の権利 つかもう安心の未来」が心にひびく。何もできないが、せめて裁判を傍聴して、原発事故の記憶を私なりに記録していきたい。

(2019 年 6 月 11 日)